

医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

Web 追補 No.8 (平成 29 年 2 月号)

平成 29 年 2 月 7 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成 29 年 1 月 31 日 保医発 0131 第 3 号 (平成 29 年 2 月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](#)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html

頁	欄	行	変更前	変更後
463			[D001尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)を準用する項目として追加]	<p>◇ 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL)(尿)</p> <p>ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL)(尿)は、D001尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ 本検査とD001尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白(L-FABP)(尿)を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。 ㊦</p> <p>(平29. 1. 31 保医発 0131 3)</p>